

令和4年度 堺市精神保健福祉審議会 議事録

1. 日 時 令和4年8月3日(水) 午後2時～午後4時
2. 場 所 堺市役所本館地下1階 大会議室
3. 委 員
出席者(会場): 位田委員、黒田委員、関口委員、西川委員、野田委員
(WEB): 東委員、遠藤委員、小倉委員、北村委員、高橋委員、萩原委員、
藪下委員
欠席者 : 武南委員、長谷川委員、福本委員、松井委員、三田委員
4. 事務局 健康福祉局: 山本局長
障害施策推進課: 前田課長補佐、齋藤係長、佐伯主査
障害支援課: 鷹野課長、中野課長補佐
障害福祉サービス課: 中嶋課長、北浦係長
こころの健康センター: 上田次長、山根主幹、今津係長、狩谷係長
精神保健課: 前原課長、足立係長、中島主査、林主査、三星
5. 開会
(1) 会議の成立
委員の過半数の出席により、会議が成立していることを確認。(堺市精神保健福祉審議会条例第6条)
また、堺市情報公開条例第35条及び堺市審議会等の公開に関する基準に基づき、会議を公開とすることを確認。
(2) 挨拶(堺市健康福祉局長)
(3) 委員及び事務局職員紹介
(4) 配布資料確認
6. 案件
(1) 堺市精神保健福祉審議会会長及び副会長の選出について
堺市精神保健福祉審議会条例第5条第1項に基づき、会長に野田委員、副会長に黒田委員がそれぞれ選出された。
(2) 堺市精神保健福祉審議会運営規程の制定について
書面による会議開催の規定、以前に審議会に諮って決定した会議の公開にかかる規定等について盛り込んだ「堺市精神保健福祉審議会の運営に関する規程」の制定を提案。
審議の結果、承認された。
《説明資料》
「堺市精神保健福祉審議会の運営に関する規程(案) 資料2」
「堺市精神保健福祉審議会条例 参考資料1」

○委員からの意見・質疑

【位田委員】

規程案第3条第1号の「堺市情報公開条例第7条各号に掲げる情報」とはどのようなものが該当しますか。

【事務局】

「公文書の公開義務」について定められた規程であり、『実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない』とされています。

(以下、堺市情報公開条例第7条各号の規定を抜粋して読み上げ)

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは他の条例（第7号において「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない旨の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
- ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (7) 法令等の規定により公にすることができないと認められる情報

(3) 堺市精神保健福祉関係業務実績、新規拡充業務について

① 精神保健課所管業務について

令和3年度業務実績について説明。また、令和3年度に見直した「自殺対策推進計画」、新規に策定した「依存症地域支援計画」の各概要について説明。

《説明資料》

「令和3年度堺市精神保健福祉関係業務実績について [資料3](#)」

「堺市自殺対策推進計画（第3次）概要版 [参考資料2](#)」

「堺市依存症地域支援計画 概要版 [参考資料3](#)」

○委員からの意見・質疑

【位田委員】

業務実績の4ページに堺市内各病院の病床数が示されているが、実際の入院患者数は把握していますか。

【事務局】

令和3年6月30日時点の数値となりますが、市内5病院の入院患者の総数は2,057人です。入院形態別の内訳としまして、任意入院が697人、医療保護入院が1,335人、措置入院が24人、その他の入院が1名となっております。

② こころの健康センター所管業務について

令和3年度業務実績について説明。また、令和4年度の新規・拡充業務として、ひきこもりの実態調査について説明。

《説明資料》

「令和3年度堺市精神保健福祉関係業務実績について **資料3**」

「令和4年度堺市精神保健福祉関係新規・拡充業務について **資料4**」

○委員からの意見・質疑

【野田会長】

業務実績12ページの「こころの電話相談事業」の相談内訳の中で「こころの健康づくり」が最も多くなっているが、どのような相談が多いのか。

【事務局】

「こころの健康づくり」に分類するものとしては、例えば漠然とした不安があり、落ち着かないので聞いてほしいというものや、日常生活でストレスを感じた話、精神的な好不調を述べるような内容です。

【位田委員】

精神医療審査会について伺います。業務実績13ページの説明の中で、「医療保護入院届の審査件数が平成18年度の1.9倍」とのことでしたが、増加した要因についてどのように分析されていますか。

【事務局】

審査件数が増加している要因の一つとしては、地域移行の取組が進む中で、長期入院者が減少してきたことが挙げられると考えています。

【位田委員】

入院期間が短くなったことで再入院者が増えたということでしょうか。

【事務局】

それも一つの要因と考えています。

【野田会長】

単純に再入院者が増えたということでこれまでの増加にはならないと思われます。増加の要因については堺市としてもう少し分析を進めていただきたい。

③ 障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課所管業務について

各課、令和3年度業務実績について説明。また、令和3年度精神科在院患者調査につい

て別途資料を用いて速報値を報告。

《説明資料》

「令和3年度堺市精神保健福祉関係業務実績について [資料3]」

「令和3年度精神科在院患者調査報告書 [堺市版 速報値] [参考資料4]」

「精神科病院からの地域移行支援ハンドブック さかいでくらそう ゆめノート [冊子]」

○委員からの意見・質疑

【関口委員】

業務実績17ページの31番「地域活動支援センター運営事業」についてですが、生活支援型というところで「Aタイプ」「Bタイプ」と説明がありましたが、それ以外にも入浴支援強化型があると思います。それが記載されていないのはどうしてでしょうか。

【事務局】

この会議では、精神障害に特化して事業報告をさせていただいております。入浴支援強化型につきましては、身体障害及び療育手帳をお持ちの方を対象としており、精神障害のある方は対象としておりませんのでこちらの業務実績には掲載しておりません。なお、センターとしましては2ヶ所運営しております。

【位田委員】

参考資料4で、令和3年度の精神科在院患者調査の報告をいただきましたが、調査結果の中で院内寛解または寛解の方が相当おられます。これは、入院形態も調べておられるのですか。医療保護入院患者も含まれているのでしょうか。

【事務局】

今回は速報としてご報告させていただいております。現在集計中であり、入院形態や入院期間等のクロス集計も含めた確定版の作成作業を進めている段階です。

【位田委員】

院内寛解あるいは寛解のような、入院治療が必要でないような方が入院されている、と、この報告からは理解するのですが、1年以上の方も多くおられることから地域移行支援についでいかれるべきだろうと思います。調査の結果、寛解されている方がおられ、また他方で「さかいでくらそう ゆめノート」このような冊子まで作っているのです、堺市として具体的にどのように取組をしていくのか、何かあれば教えてください。

【事務局】

ご質問に関しまして、まずは冊子を作成いただいた総合相談情報センターの萩原委員からお話しいただくということでしょうか。

【萩原委員】

この「さかいでくらそう ゆめノート」は、現在病院の中では安定して生活されている方

が地域に一步踏み出すときに、地域に支援者がいることや地域の情報を知ってもらう、また障害福祉サービスを利用しながら病院外で暮らしていくというご提案を直接届けたいという思いで作りました。冊子の冒頭にピアの方のメッセージも掲載しています。当事者ご本人だけでなく、入院中の支援者の方と一緒に見ていただきたい。

このコロナ禍では外出や面会も制限されており、地域の支援者が病院に入っていくことが課題と考えています。退院に向けての外泊も難しい状況の中で、病院のソーシャルワーカーも退院に向けて働きかけていくことが難しいとおっしゃっておられます。

この冊子を700部作成し、病院をはじめとする関係機関へ配布しました。当事者の方に届いていればいいのですが、今後、関係機関の会議の場や基幹相談支援センターのコーディネーターが病院に赴いて、実際に使っていただいたご意見をいただきたいと考えています。院内寛解の方がどの病院にどの位おられるのか、地域移行を進める基幹相談支援センターも把握できない状態ですので、そこは病院のスタッフと連携して進めていければと思っています。

【位田委員】

院内寛解にしても寛解にしても一番わかっておられるのは病院ということですから、病院の先生方が、あるいはケースワーカーの方がこのハンドブックの中身をよく勉強していただいて、こういう制度があるということを知っていただく、使っていただくことが大事ですよ。ではそのために一体どのようなことを堺市としてされようとしているのか、ということを知りたいのですが。

【事務局】

委員おっしゃっていただきました通り、どのような形で実際の当事者の方に届けていくのかというのが課題と考えています。今のコロナ禍では難しいと聞いておりますが、例えば茶話会でありますとか、外からどのように働きかけていくのかということを知りたいと思います。

(4) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の進捗状況について

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の進捗状況について説明。

《説明資料》

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の進捗状況について 資料5」

○委員からの意見・質疑

【北村委員】

私は就Bに通っているのですが、訓練等給付でこういうサービスを提供したので15万円を堺市に請求します、というような明細をもらうのですが、その詳細を例えばどのようなサービスを何日間したからこの金額になったというような内容を教えてというのですがスルーされるんですね。これ堺市の方から僕ら当事者に教えることってできますか。

【事務局】

毎月ご利用なされたサービスなどの基本報酬の明細につきましては事業所の方からご本人様にお渡しすることとなっておりますので、事業所の方にご請求いただくこととなりますが、事業所が対応してくれないということであれば、改めてお話をお伺いさせていただき、対応を検討させていただきたいと思っております。

【関口委員】

資料5の中で、堺市の退院促進支援会議を新たに「協議の場」としたとあるのですが、にも包括を支える現場の地域レベルでの事業所さん、住まいであればグループホームであるとか、このような方々が協議に参加されるということを堺市として考えているのかをお尋ねします。

【事務局】

退院の受け皿となる地域の現場でのご意見というのは非常に大切だと考えています。実際にグループホームの方なのか、地域移行の支援をされている方なのかを含めて、いわゆる地域の事業所については参画いただきたいと考えており、検討を進めています。

7. 閉会

【野田会長】

本日は非常に貴重なご意見、ご要望をいただきました。皆さまのご協力により、つつがなく終了することができました。ありがとうございました。

【事務局】

熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました委員のみなさまのご意見をもとに、本市の精神保健福祉施策の更なる充実をはかるため、私ども一同努力してまいります。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

令和4年度 堺市精神保健福祉審議会議事録

令和4年12月発行

堺市健康福祉局健康部 精神保健課

堺市行政資料番号 1-C8-22-0236